

令和6年度第1回旭川方面士別警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和6年6月26日（水） 午後2時0分から午後3時20分まで

2 開催場所

士別警察署 会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 6人（定員6人）

会 長 山 崎 敬 一

副 会 長 安 孫 子 寿 美 恵

委 員 木 下 八 代 恵、伊 藤 佳 子、村 上 幸 博

穴 田 恒 夫

(2) 警察署員 5人

署 長 瀨 野 慶 介

副 署 長 加 藤 憲 一

会 計 係 長、警 務 係 長、警 務 係 主 任

4 会長挨拶

最近、管内では熊の出没情報が相次いでいます。

また、特殊詐欺や投資詐欺などの被害金額も高額になってきており危機的な状況にあります。

委員の皆様には、交通事故もあわせ、特殊詐欺等の被害に遭わないよう注意願います。

本日の諮問事項であります「警察会計業務」について、忌憚のない意見を出していただくようお願いします。

5 署長挨拶

本日の諮問事項の「警察会計業務」は、警察には警察官のほか、警察行政職員である事務職員、技術職員がおり、普段あまり話題とならない同職員の業務についてスポットを当て、警察会計業務の重要性を理解していただきたく選定しました。

本日の諮問事項に限らず、お住まいの地域で気になっていることなど、活発な協議をお願いいたします。

6 諮問事項「警察会計業務」について

(1) 諮問事項の説明

遺失・拾得業務、空き公宅の管理方法について説明し、委員に理解を求めた。

(2) 委員の意見と警察の説明

・ 遺失物について

【委員】 落とし物を拾ってくれた人に対するお礼は必ず行わなければなりませんか。

また、お礼の割合は誰が決めるのですか。

【警察】 遺失者には報労金を支払う義務が、拾得者には報労金を請求する権利が発生します。

お礼の内容は当事者間で話し合っ決めてもらっています。

【委員】 落とし物の保管はどのようにしていますか。

【警察】 拾得物専用の保管場所を定めて保管しています。

現金は、たとえ1円硬貨だけでも、専用の金庫に保管しています。

【委員】 落とし主が現れなかった場合、落とし物はどこに売り払っているのですか。

【警察】 古物商の資格をもつ事業者に売り払いしています。

【委員】 財布の中に「身分証明書」を入れておけば、財布を落としても手元に戻りやすいと聞いたことがあります。

【警察】 そのとおりです。

財布の中に、身分証明書やクレジットカード、キャッシュカード等が在中していれば、名義人の連絡先等をその発行機関に確認し、返還しています。

・ 空き公宅の管理について

【委員】 空き公宅の草刈りや除雪等は、誰が行っているのですか。

【警察】 草刈りや除雪等の空き公宅の管理は、空き公宅を管轄する警察署の職員が行っています。

当署では、業者への作業の依頼は行っておりません。

【委員】 使わなくなった公宅の解体はいつ頃を予定していますか。

【警察】 費用の関係もあり、目処がついておりません。

【委員】 売却はしないのですか。

【警察】 都市部での売却事例はありますが、地方ではなかなか買い手がつかないのが現状です。

【委員】 空き公宅の売却が難しいのであれば、無償譲渡や寄贈はできないのですか。

引取先があるのであれば、譲渡を考えてはどうですか。

【警察】 譲渡や寄贈に関する見解やご意見については警察署では回答できないので、警察本部に確認した上、次回協議会で回答します。

7 その他の要望・意見と警察の説明

【委員】 子供への交通教育や、高齢者の乱横断防止のため信号機を設置してもらいたいと思います。

信号機の設置や撤去は、自治会等から要望すれば、直ちに対応してもらえますか。

【警察】 信号機の新規設置は、費用等の面から、極めて困難であるのが現状です。

移設であれば、時間はかかりますが、新設と比べて可能な場合が多いです。

しかしながら、乱横断防止対策だけを目的とした移設は難しいです。

【委員】 長年、多寄地区で一時停止標識の設置を要望しています。

標識の設置であれば、費用はかからないと思いますが、難しいですか。

【警察】 交通規制標識は、設置場所付近の交通量や道路環境、交通事故の実態等について検討し、公安委員会の意思決定を受けて設置しています。

今年度の多寄地区における一時停止標識の設置要望は、現時点において把握しておりませんので、次回協議会までに確認しておきます。

8 次回の開催予定等

令和6年8月29日（木）午後2時からを予定。

諮問事項は、「各種イベントにおける警察の活動」とする。